

令和5年度有田川町国民健康保険税の税率						
項 目			医療分	支援金分	介護分 (40～64歳)	合計
応能割	①所得割	課税標準所得×％	7.05％	2.00％	1.80％	10.85％
	②資産割	本年度の固定資産税額×％	15.00％	0.00％	0.00％	15.00％
応益割	③均等割	被保険者数×円	23,500円	7,900円	9,100円	40,500円
	④平等割	一世帯につき	26,900円	8,100円	6,000円	41,000円
年間保険税：①＋②＋③＋④ (ただし、右の最高限度額まで。また、医療分・支援金分・介護分それぞれ100円未満の端数は切り捨て。)			限度額 650,000円	限度額 220,000円	限度額 170,000円	限度額 1,040,000円

令和6年度有田川町国民健康保険税の税率						
項 目			医療分	支援金分	介護分 (40～64歳)	合計
応能割	①所得割	課税標準所得×％	7.37％	2.17％	1.93％	11.47％
	②資産割	本年度の固定資産税額×％	0.00％	0.00％	0.00％	0.00％
応益割	③均等割	被保険者数×円	31,800円	10,200円	10,800円	52,800円
	④平等割	一世帯につき	22,200円	7,000円	5,500円	34,700円
年間保険税：①＋②＋③＋④ (ただし、右の最高限度額まで。また、医療分・支援金分・介護分それぞれ100円未満の端数は切り捨て。)			限度額 650,000円	限度額 240,000円	限度額 170,000円	限度額 1,060,000円

※介護分については、国民健康保険加入者のうち、40歳以上65歳未満の人に加算されます。